

新基本計画での「行政経営」・「公共施設」に係る骨子案

第4章 新たな行政経営

※計画に掲げる将来像の実現や施策の推進に向けた、これからの区政運営、区民サービス向上の方向性を示す。

行政経営のあり方

<区政の新たなステージに即応した行政経営システムの展開>

- ◆当面は人口増（将来的には人口減）。少子高齢化の進行（高齢者増加）。公共サービスのニーズは増加・多様化。経済は低成長。
- ◆一方で、地域活動への区民参加の広がり。事業者の公共分野への参入意欲の高まり。国際化・情報化の更なる進展。
- ◆国際アート・カルチャー都市づくりや都市再生、新庁舎等を契機として区政運営は新たなステージに移行。
- 限られた財源の中、社会経済状況を見据え変化にも柔軟に対応できる、効率的で効果的な行政運営を推進。
- 地域づくりや地域の課題解決に向けた参加と協働、連携の新たなステージの展開。
- 行政サービスを利用するうえでの区民の利便性の更なる向上。
- 区の持続的な発展に向けて、その魅力を積極的に発信するとともに、他の自治体とも発展を共有。

1 スリムで変化に強い行政経営の構築

【現状・課題、今後の方向性】

- ◆「新定員管理計画」に基づく適正化により5か年で68名の人員を削減したものの、当初、想定されなかった行政需要の増加や再任用制度改革により達成率は34%に留まった。
- 最少のコストで最大の効果を生み出すため、より専門的な分野への民間活力の導入など行政の質の向上と定数の適正化を同時に進める。
- ◆ビルド・アンド・スクラップ、組織目標や行政評価制度によるマネジメントサイクルが十分には機能していない部分もあることから、「選択と集中」や事務改善に向けた取り組みの強化が求められている。
- 新たな基本計画と連動した行政評価制度の再構築、組織による目標管理制度の更なる有効活用に向け、今後も積極的に制度の精査・改善を進める。

【取組みの内容】

(1) 簡素で効率的な執行体制の確立

◆職員定数の適正化

⇒定数管理計画に基づく定員の適正化

◆効率的な公共サービスの提供

⇒新たな分野への積極的な民間活力の導入、多様な人材の登用

◆柔軟かつ機動的な組織運営

⇒業務の繁閑や新たな行政ニーズに対応できる組織運営・人材の育成

(2) マネジメントシステムの確立

◆マネジメントサイクルの有効な活用

⇒行政評価によるPDCAサイクルの確立

◆業務プロセスの再構築

⇒業務プロセス分析による簡素化、標準化など業務マネジメントの再構築

◆ビルド・アンド・スクラップによる事業再構築

⇒増分主義を抑制する仕組みとして改善を加えながら継続実施。

2 持続可能な財政構造の構築

【現状・課題、今後の方向性】

- ◆前基本計画（後期計画）で掲げた5つの目標は概ね達成。
 - ◆ただし、平成28年度以降、様々な大型施設建設事業に着手予定。
 - ◆老朽化に伴う公共施設の改修・改築需要の増大も大きな課題。
 - ◆それらの事業をすべて予算化するためには、基金と起債の積極的活用が必要不可欠。
 - ◆さらには、高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増大も懸念。
- 今後は、高水準で推移する施設建設事業経費や大規模改修経費に対応しつつ、經常事業に要する経費についても、しっかりと確保していくための財政運営が必要不可欠。
- かつて経験した危機的な財政状況に二度と陥ることのないよう、基金への積み増しに努めながら、計画的かつ安定的な財政運営を継続。

【取組みの内容】

(1) 計画的・安定的な財政運営

◆ 經常収支比率

⇒ 適正範囲 70%～80%の維持

◆ 職員給総額

⇒ 130億円以内に抑制

◆ 財政調整基金積立額

⇒ 数年間の景気悪化に耐えうる積立額 120億円以上

◆ バランスの取れた基金と債務

⇒ 数値目標を掲げるか否かを含め、現時点では数値未定

(2) 歳入確保の取組み

◆ 適正な受益者負担の実施

⇒ 使用料、手数料の継続的な点検・見直し。

◆ 収納対策の推進

⇒ 区民負担の公平の徹底、収納率の向上。

◆ 新たな収入確保

⇒ 新たな収入確保の取組み。

3 透明で開かれた区政と協働の推進

【現状・課題、今後の方向性】

- ◆行政が情報を広く提供していくことや説明責任を果たすことは、参加と協働を促進する前提条件。
- ◆多様な区民に適切に情報を届けることが重要。
- ◆ICT技術の進展により区民の情報入手手段が多様化する中、また区民自らが地域情報を発信する担い手となってきている中、従来の区政情報の発信のあり方について見直しが迫られている。
- ◆行政情報コーナーが取り扱う情報提供の件数は年間約2,700件。そのうち行政情報公開請求は約200件、保有個人情報の開示請求は約50件で推移。
 - 政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について一層の説明責任を果たす。
 - 一方向的なお知らせ型広報にとどまらず、区民との協働による広報活動、地域課題を区民と共有するための仕組みづくりが求められている。

- ◆平成26年度に「区民の声」として寄せられた意見・要望は年間約400件、「パブリックコメント」で提出された意見は約700件。
- ◆区民参加の手法はある程度定着。一方で参加者確保の難しさや参加者層の偏りといった側面あり。
- ◆区政に関心がある層は多いものの、意見反映や意見を述べる機会に対しては不満あり（区民意識調査結果より）。
- ◆各種団体や民間事業者との協働・連携が必要な行政課題は拡大。
- ◆区民の積極的な参加や主体的な取組事例も増加。超高齢社会を迎える中でアクティブシニア層活用の可能性拡大。地域課題解決の新たな手法（リノベーションまちづくり、エリアマネジメント等）も進展。
 - 公共の担い手としての主体的な区民参加の推進。
 - 「新たな公共」を区民にアピールする戦略的な情報発信
 - さらなる参加や活動間の連携を促し、活動のブラッシュアップ・持続化につなげる。

【取組みの内容】

(1) 説明責任と透明性の向上

◆区政情報の共有

- ⇒既存広報媒体のより効果的・効率的な運用（情報一元化）
- ⇒SNS等を活用した広報活動と区民参加の推進
- ⇒区政情報のオープンデータ化及び活用提案公募
- ⇒行財政運営の現状分析・分かりやすい公表（新公会計制度など）と、分析結果に対する評価・計画修正への区民参加の推進
- ⇒ICT技術の進展を活かした行政情報提供の利便性向上。新庁舎のスペースを活用した行政情報の発信。

◆情報公開制度の適切な運用

- ⇒情報公開制度の適切な運用。

◆個人情報保護制度の適切な運用

- ⇒個人情報の慎重な取扱いとその保護の強化（マイナンバー制度導入による個人情報に関する区民の関心・意識の高まりへの対応など）

(2) 区民参加の推進

◆区民の声の反映

- ⇒コールセンターや区民の声などに寄せられる意見・要望の精査と区政運営の改善への活用。

◆参加機会の確保

- ⇒政策形成過程の各段階で区民の多様性に留意しながら参画の機会を確保。区民の潜在的な参加意向を行動に結びつけられる仕組みの工夫。継続的な関わりによるまちづくりの参加者層の拡大。在勤・在学・事業者等の声の反映。

◆パブリックコメント制度

- ⇒より効果的な運用による制度の充実

(3) 多様な主体との協働・連携の推進

◆新たな公民連携の構築

- ⇒新たな公民連携の仕組みの検討・実施。多様な主体を巻き込みながら地域づくりを実現。

◆地域課題解決のための主体的活動の支援

- ⇒オープンデータの提供、区政情報の積極的な発信

4 ニーズに対応した質の高い区民サービスの提供

【現状・課題、今後の方向性】

- ◆多様化する情報サービスへのニーズ
- ◆地域や民間との情報連携の必要性の高まり
- ◆ライフスタイルや価値観の多様化等に伴う利便性の高い窓口サービスへの期待
- 地域や民間との協働による情報利活用の推進
- 積極的な情報の受発信を促進
- 多様な機能を集約した庁舎での区民サービスの一層の向上
- 複数の手続きを1か所の窓口で短時間で完了できる窓口体制の整備
- 来庁することなく手続きができる環境の整備
- 納付機会の多元化による納付しやすい環境の整備

【取組みの内容】

(1) ICTを活用した情報化の推進

◆情報受発信の拡充

⇒区内施設における情報利活用手段の充実

◆行政手続きの利便性向上

⇒行政手続きの電子化による簡素化、効率化

◆ICTを活用した収納アクセスの整備

⇒コンビニ・クレジット・モバイルレジ収納やペイジーの導入による税・保険料支払いの利便性の向上

◆マイナンバー制度の活用

⇒証明書のコンビニ交付の実施、申請手続きにおける証明書の添付省略による区民の負担の軽減。個人番号カードの活用等による電子申請の促進

(2) 庁舎の機能を活用した区民サービスの向上

◆総合窓口の充実

⇒総合窓口の取扱業務の拡大によるワンストップサービスの拡充

◆窓口連携の推進

⇒各課間の情報共有による窓口連携の推進

◆区民に開かれた庁舎機能の活用

⇒防災機能、としま丸ごとミュージアム、豊島の森など新時代に対応した多様な機能を最大限に活用。

(3) 区民の身近な場所での窓口サービスの向上

◆区民事務所の総合窓口化

⇒区民事務所の取扱業務の拡充による窓口サービスの充実
来庁者の相談・問い合わせ等に対応する情報発信機能の強化

5 区の魅力の積極的な発信と自治体間の連携・協力の推進

【現状・課題、今後の方向性】

- ◆国内の多様なメディアに取り上げられることで区のイメージアップが図られてきている。
- ◆これまでも姉妹都市、防災協定都市、交流都市等との交流を実施。
- ◆人口減少社会、地方創生の中での大都市自治体のあり方。特別区全国連携プロジェクトの展開。
- 国際アート・カルチャー都市としてのさらなる発信力強化に向け、情報発信の多メディア化・多言語化・多様化（多重化、多層化）を推進。
- 豊島区の魅力を広く国内外に発信することで、区民の愛着・誇りとともに、住みたいまち・訪れたいまちとしての価値を高める。
- 同時に、持続的発展に向けた地方との共生の取組みなど自治体間の連携・協力を推進。

【取組みの内容】

(1) 国内外に向けた積極的な情報発信

◆シティプロモーションの推進

- ⇒パブリシティの強化（海外メディア・ネット系メディア等）
- ⇒多様な媒体を活用した魅力の発信、多言語化
- ⇒メディア連携、自治体連携、公民連携によるプロモーション活動

◆世界に向けた情報発信の展開

- ⇒国際都市としての情報発信、公民連携による推進

(2) 自治体間の連携・協力の推進

◆地方との共生

- ⇒都市と地方との共存共栄・発展の共有、都市交流の推進、地域課題解決の連携・協力

◆近隣自治体等との連携・協力

- ⇒地方分権の推進（事務事業、税財源）、施策推進での連携・協力

第5章 公共施設等のマネジメントシステムの構築

- ◆公共施設等に対する区民ニーズの多様化への対応
- ◆ファシリティマネジメント手法を取り入れた全庁的な公共施設等の最適化
- ◆インフラを含めた公共施設等の老朽化対策が全国的な課題
- ◆国から各地方公共団体へ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定要請
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

- ◆高度成長期に整備された公共施設等の改修、更新経費が増加する。
- ◆今後、高齢化が進むことによる医療費や扶助費等の増加により、投資的経費の増額は困難である。
- 限られた経費の中で、区民が安全で安心して利用できる公共施設等の適切な整備・更新を図る。
- 施設の健全性の維持及び持続可能な都市づくりへの活用の推進。

(1) 総合管理計画の策定

◆計画期間

⇒平成28年度から平成57年度までの30年間

◆取組体制

⇒「施設情報システム」の活用など全庁的な取り組み

⇒前・中・後期各10年ごとに行動計画を策定

◆安全安心な施設の維持

⇒徹底した施設、設備の安全確保の推進

◆施設改修経費の平準化

⇒各行動計画期間ごとに建物施設の削減等の目標を明示

⇒各インフラ施設ごとの長寿命化などの管理計画の策定

(2) 建物施設の計画

◆建物施設管理のコンセプト

⇒総合管理計画に基づく適正管理

◆将来不足額への対応

⇒10年間で10%の延べ床面積の削減

- ①学校跡地・・・既存計画の推進
- ②区外宿泊施設・・・廃止の検討
- ③公営住宅・・・既存計画の推進
- ④保育園・・・既存計画の推進
- ⑤地域区民ひろば・・・改築時施設統合の検討
- ⑥集会機能施設・・・用途、機能の検討
- ⑦その他未利用施設・・・資産活用等建物面積削減の検討

(3) インフラ施設の計画

◆インフラ施設の管理コンセプト

⇒総合管理計画に基づく適正管理

⇒メンテナンスサイクルの構築

- ①道路に関する計画
- ②橋梁に関する計画
- ③公園等に関する計画
- ④その他施設に関する計画